

(7)母子父子寡婦福祉資金(就学支度資金、修学資金)

申請資格 ・母子(父子)家庭(配偶者のない女子(男子)とその扶養されている児童(20歳未満)で構成されている家庭)の母(父)(県内に住所を有すること)または児童本人  
・父母のない児童(20歳未満の者で、県内に住所を有すること)

(注)児童本人が借主となる場合は連帯保証人が必要。

①就学支度資金

ア 貸付額

区分		貸付限度額	
短大・大学 専修(専門)学校	国公立	自宅 370,000円	自宅外 380,000円
	私立	自宅 580,000円	自宅外 590,000円

イ 返還期間 原則として5年以内

ウ 貸付利率 無利子

②修学資金

ア 貸付月額

区分		貸付限度額	
短大・専修(専門)学校	国公立	自宅 67,500円	自宅外 76,500円
	私立	自宅 79,500円	自宅外 90,000円
大学	国公立	自宅 67,500円	自宅外 76,500円
	私立	自宅 81,000円	自宅外 96,000円

※日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けている者については、奨学金の貸与月額と修学資金の貸付限度額との差額を限度として貸し付けます。

イ 貸付期間 入学時から、大学等の正規の修業年限の終了する月まで

ウ 返還期間 20年以内

エ 貸付利率 無利子

問合せ先:各市町村又は下記の県機関

- ・東部福祉保健事務所 (電話0857-22-5625)
- ・中部総合事務所福祉保健局 (電話0858-23-3126、3141)
- ・西部総合事務所福祉保健局 (電話0859-31-9308)